

「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」の概要

1 趣旨

人事制度の見直しに伴い、平成30年4月1日より職務の級が再編されるため、職務の級により定められている外国旅行の旅費について改定を行う。

2 改正内容

行政職給料表（一）が8級制から6級制へ変更されるため、該当する級に変更する。

新級	旧級
1級（係員）	1級（係員Ⅰ）
	2級（係員Ⅱ）
2級（主任）	3級（主任主事）
3級（係長）	4級（係長）
4級（総括係長）	5級（総括係長）
5級（課長）	6級（課長）
	7級（統括課長）
6級（部長）	8級（部長）

（1）鉄道賃（外国旅行の旅費）

運賃の等級を3以上の階級に区分する路線による旅行の場合

改正後	改正前
5級以上の職務にある者については、最上級の運賃	6級以上の職務にある者については、最上級の運賃
4級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃	5級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 船賃（外国旅行の旅費）

①最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合

改正後	改正前
5級以上の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃	6級以上の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
4級以下の職務にある者については、5級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃	5級以下の職務にある者については、6級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃

②最上級の運賃を3以上に区分する船舶による旅行の場合

改正後	改正前
5級以上の職務にある者については、中級の運賃	6級以上の職務にある者については、中級の運賃
4級以下の職務にある者については、下級の運賃	5級以下の職務にある者については、下級の運賃

(3) 別表第2（外国旅行の旅費）

日当、宿泊料および食卓料の区分

改正後	改正前
6級以上の職務にある者	8級以上の職務にある者
5級の職務にある者	7級および6級の職務にある者
4級以下の職務にある者	5級以下の職務にある者

3 施行期日

平成30年4月1日

新旧対照表

○職員の旅費に関する条例

新	旧
<p>(鉄道賃)</p> <p>第32条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金および寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃</p> <p>ア <u>5級</u>以上の職務にある者については、最上級の運賃</p> <p>イ <u>4級</u>以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃（第2号から第5号まで省略）</p> <p>(船賃)</p>	<p>(鉄道賃)</p> <p>第32条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金および寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃</p> <p>ア <u>6級</u>以上の職務にある者については、最上級の運賃</p> <p>イ <u>5級</u>以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃（第2号から第5号まで省略）</p> <p>(船賃)</p>
<p>第33条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃および栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）および寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には最上級の運賃、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃</p> <p>ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、<u>5級</u>以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、<u>4級</u>以下の職務にある者については<u>5級</u>以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃</p> <p>イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、<u>5級</u>以上の職務にある者については中級の運賃、<u>4級</u>以下の職務にある者については下級の運賃</p> <p>ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃（第2号から第4号まで省略）</p>	<p>第33条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃および栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）および寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には最上級の運賃、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃</p> <p>ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、<u>6級</u>以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、<u>5級</u>以下の職務にある者については<u>6級</u>以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃</p> <p>イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、<u>6級</u>以上の職務にある者については中級の運賃、<u>5級</u>以下の職務にある者については下級の運賃</p> <p>ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃（第2号から第4号まで省略）</p>

新										旧											
別表第2（第35条関係） 外国旅行の旅費										別表第2（第35条関係） 外国旅行の旅費											
区分	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）	円	区分	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）	円
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方				指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方		
6級以上の職務にある者	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	7,700円		8級以上の職務にある者	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	7,700円	
5級の職務にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円		7級および6級の職務にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円	
4級以下の職務にある者	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円		5級以下の職務にある者	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円	
備考 （第1項および第2項省略）										備考 （第1項および第2項省略）											
付 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。																					